

会社法における 定款授権の自己株式取得

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 35

【要約】

「会社法」が、今年5月1日に施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法の下で認められている「定款の授権に基づく自己株式取得」には2種類のものが存在する。

両者には、微妙な差異が存在するので、その点につき解説する。

1. 会社法における定款授権の自己株式取得には2種類存在する

現在、上場会社では、定款の規定に基づき、取締役会で自己株式所得の枠を取るということがよく行われている。これがいわゆる**定款の授権に基づく自己株式取得**である。

会社法の下では、定款の授権に基づく自己株式取得は2種類のものが存在するといえる。ア．**会社法165条2項等による自己株式取得**と、イ．**会社法459条1項1号等による自己株式取得**の2種類が存在する^(注1)。

この2種類には、会社法上、微妙な差が存在するので、その点を解説する。

(注1) 会社法上、自己株式の取得については多くの条文が関係する。

たとえば、上記ア．の場合、会社法165条2項は、自己株式取得の枠を取締役会決議で決定できるように定款で定めることができるとしている。その上で、実際に取締役会で自己株式取得の枠を取る場合には、会社法165条3項の規定により読み替えて適用する会社法156条に基づき決議することとされている。また、この他にも財源規制にかかわる会社法462条などの規定が関連する。

なお、会社法156条は、株主総会の授権に基づく自己株式取得の際の中心的な規定である。しかし、この会社法156条は、定款の授権に基づく自己株式取得にも関連する条文であるので注意が必要である。

図表 1 会社法の「株主総会の授権に基づく自己株式取得」と「定款の授権に基づく自己株式取得」

	株主総会の授権に基づく自己株式取得	定款の授権に基づく自己株式取得 (2種類)	
代表的な条文	会社法 156 条等	会社法 165 条 2 項等	会社法 459 条 1 項 1 号等 ^(* 1)
定款規定の要否	不要	必要	必要
決議機関	株主総会 (原則、普通決議)	取締役会	取締役会
取得の方法	<p>市場取引 証取法上の公開買付け</p> <p>実際の取得の段階で、株主に通知 (場合によっては公告) をなして応募してもらう方法 (次の a、b に分かれる)</p> <p>a . 特に株主を限定しない方法^(* 2)</p> <p>b . 決議の段階で売主となりうる株主を限定・特定する方法 (次のア、イに分かれる)</p> <p> b の場合、一定の要件を加えた「特別決議」が必要</p> <p> ア) 市場価格ある株式を市場価格以下で取得する場合</p> <p> イ) その他</p> <p> 対象外とされた株主に、自分も売主に加えることを請求する権利が決議の段階で発生 (イのみ) [定款で排除可能]</p>	<p>市場取引 証取法上の公開買付け</p>	<p>市場取引 証取法上の公開買付け</p> <p>実際の取得の段階で、株主に通知 (場合によっては公告) をなして応募してもらう方法 (次の a のみ)</p> <p>a . 特に株主を限定しない方法^(* 2)</p>
財源規制	会社法 462 条により算出される分配可能額の範囲内 ^(* 3)	同左	
決議の効力 (取得期間)	自己株式の取得期間も株主総会で決議されるが、その期間は最大 1 年間	自己株式の取得期間も取締役会で決議されるが、その期間は最大 1 年間	

(出所) 大和総研制度調査部作成

(* 1) 定款で配当や自己株式取得の権限を取締役に授権した場合である。

(* 2) 証取法 24 条の 6、27 条の 22 の 2 の規定に注意。上場会社が自己の上場株式を取得する場合などは、a の方法は証取法上許されないとされている。

(* 3) 分配可能額については、次のレポート参照。

・「会社法下の分配可能額」(横山淳、2006.6.23 作成)

2.2 種類の「定款授権の自己株式取得」の異なる点

2種類の「定款の授権に基づく自己株式取得」(ア.会社法165条2項等による自己株式取得、イ.会社法459条1項1号等による自己株式取得)には以下の点で差異が存在する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 資格要件 (2) 取得方法 (3) 株主提案の排除 |
|---|

(1) 資格要件

定款の授権に基づく自己株式取得の場合、ア.会社法165条2項等による自己株式取得であろうと、イ.会社法459条1項1号等による自己株式取得であろうと、**定款に規定をにおいて採用できる会社には制限がある。**一定の要件が定まっている。ここでは、この要件のことを**資格要件**と呼ぶことにする。

ア.会社法165条2項等による自己株式取得の場合、取締役会設置会社であることが、資格要件として定められている(注2)。

これに対して、**イ.会社法459条1項1号等による自己株式取得の場合、a)取締役会設置会社であること、b)監査役会設置会社 or 委員会設置会社であること、c)会計監査人設置会社であること、d)取締役の任期が1年であることが、資格要件として定められている**(注3)(注4)。

(注2) 取締役会設置会社とは、取締役会を設置している株式会社のことである(会社法2条7号)。

(注3) 監査役会設置会社とは、監査役会を設置している株式会社のことである(会社法2条10号)。なお、監査役会設置会社は、会社法上、取締役会設置会社でなければならない(会社法327条1項)。

(注4) 委員会設置会社とは、指名委員会・監査委員会・報酬委員会を置く株式会社のことである(会社法2条12号)。なお、委員会設置会社は、会社法上、取締役会設置会社で、会計監査人設置会社でなければならない(会社法327条1項・5項)。また、取締役の任期も1年である(会社法327条3項)。

図表 2種類の「定款の授権に基づく自己株式取得」の資格要件

ア.会社法165条2項等による自己株式取得	イ.会社法459条1項1号等による自己株式取得
a) 取締役会設置会社であること	a) 取締役会設置会社であること b) 監査役会設置会社 or 委員会設置会社であること c) 会計監査人設置会社であること d) 取締役の任期が1年であること

(出所) 大和総研制度調査部作成

(2) 取得方法

会社法上、ア．会社法 165 条 2 項等による自己株式取得においても、イ．会社法 459 条 1 項 1 号等による自己株式取得においても、**取得方法**として、**市場取引**と、**証取法上の公開買付け**が認められている^(注5)。

そして、**イ．会社法 459 条 1 項 1 号等による自己株式取得**については、**以下のような方法も**、会社法上は認められている（**図表 1**において、取得方法のところに掲げた **a**の方法である。）^(注6)。

- 1．株式会社は、取締役会で自己株式取得を実際に行うことを決定し、この**決定について株主に通知**（会社法上の公開会社では公告でも可）する。
- 2．この通知を受け、希望する株主はその株式会社に対して譲渡の申込みをする。
- 3．株式会社は、譲渡しの申込みを受けた株式を買い受ける。ただし、この申し込まれた株式数が取得する株式数を超える場合には、株式会社は、申し込まれた数に応じて按分して株式を取得しなければならない。

ただし、この方法（**図表 1**の **a**の方法）は、**証券取引法との関係で、利用できない場合がある**。証券取引法 27 条の 22 の 2 では、上場会社が自己の上場株式を取得する場合などは利用できないとされている^(注7)。

（注5）市場取引と、証取法上の公開買付けの2つの方法は、上場会社が自己の上場株式を取得する場合の方法とすることができよう。

（注6）図表1の aの方法は、「証取法上の公開買付け」に類似する方法といえることができる。それゆえ、公開買付けに類似する方法とか、ミニ公開買付けなどと呼ばれることもある。

（注7）図表1の aの方法は、「証取法上の公開買付け」に類似している。しかし、大勢の株主もしくは投資家が存在する上場会社を前提に、種々の規制を加えている証取法上の公開買付けと比べれば、未上場会社を念頭に置いた会社法に基づく図表1の aの方法の方が、規制の程度が弱いといえることができる。そこで、「証取法上の公開買付け」の方法が使える場合には、図表1の aの方法は使えないようにしたとも考えられる。

(3) 株主提案の排除

ア．会社法 165 条 2 項等による自己株式取得の場合、会社法 156 条等により行う「**株主総会の授権に基づく自己株式取得**」の方法も、会社法上は並列的に**利用可能**となっている。

これに対して、**イ．会社法 459 条 1 項 1 号等による自己株式取得**の場合には、少々事情が異なる。

原則的には、会社法 156 条等により行う「**株主総会の授権に基づく自己株式取得**」の方法も、並列的に**利用可能**となっている。

しかし、**例外的に**、会社法 459 条 1 項の下で取締役会に授権した市場取引などの方法による自己株式取得（会社法 156 条等により行う「**株主総会の授権に基づく自己株式取得**」の方法の大部分）は、**株主総会で決定することができないと、定款に定めることができると**されている。

つまり、会社法 459 条 1 項の下で取締役会に授権した市場取引などの方法による自己株式取得については、定款に定めれば、**株主総会に株主が提案できないとすることが可能**とされている。

図表 2 種類の「定款の授権に基づく自己株式取得」の株主提案の排除における違い

ア . 会社法 165 条 2 項等による自己株式取得	イ . 会社法 459 条 1 項 1 号等による自己株式取得
<p>会社法 156 条等により行う「株主総会の授権に基づく自己株式取得」の方法も、利用可能。</p>	<p>【原則】 会社法 156 条等により行う「株主総会の授権に基づく自己株式取得」の方法も、利用可能。</p> <p>【例外】 定款で、会社法 459 条 1 項の下で取締役会に授権した市場取引などの方法による自己株式取得（会社法 156 条等により行う「株主総会の授権に基づく自己株式取得」の方法の大部分）は、株主総会で決定することができないとすることが可能。</p> <p>つまり、定款で、会社法 459 条 1 項の下で取締役会に授権した市場取引などの方法による自己株式取得（会社法 156 条等により行う「株主総会の授権に基づく自己株式取得」の方法の大部分）は、株主総会に株主が提案できないとすることが可能。</p>

3 . (参考) 関連レポート

- 「自己株取得の法務省令」（横山淳、2006.7.28 作成）
- 「会社法における代表的な自己株式取得」（堀内勇世、2006.7.27 作成）
- 「会社法下の分配可能額」（横山淳、2006.6.23 作成）
- 「税務上も、自己株式は資本控除に」（齋藤純、2006.5.31 作成）
- 「定款授権の自己株式取得の定款規定の経過措置」（堀内勇世、2006.4.27 作成）
- 「自己株取得の法務省令案」（横山淳、2006.1.10 作成）
- 「相続人からの自己株式取得など」（堀内勇世、2005.10.21 作成）
- 「会社法と自己株式の処分 Q & A」（堀内勇世、2005.8.29 作成）